

社会福祉法人砂沼会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人砂沼会役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び交通費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費弁償費はこれを支払わないものとする。

名 称	報酬 (日額)	交通費弁償費 (日額)
理事会出席報酬	10,000 円	2,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び交通費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費弁償費はこれを支払わないものとする。

名 称	報酬 (日額)	交通費弁償費 (日額)
評議員会出席報酬	10,000 円	2,000 円

3 交通費の実費が、交通費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したとき、法人車両又は法人が手配したタクシーにて送迎を行った場合、交通費弁償費は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務(会議研修への参加・競争入札の立会等)にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務(会議研修への参加・競争入札の立会等)にあたった場合、又は法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、交通費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
実 費	実 費	10,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 法人職員及び施設の職員を兼務する役員は、職員旅費規程を適用する。

(兼務役員)

第6条 法人職員及び施設の職員を兼務する役員に対しては原則としてこの規程を適用しない。但し、施設の職員としての業務を除く理事長の命を受けた法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	交通費弁償費	備考
理事長・業務執行理事・理事業務報酬（日額）	10,000 円	2,000 円	
評 議 員 業 務 報 酬（日額）	10,000 円	2,000 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬（日額）	10,000 円	2,000 円	